

尾張東部（瀬戸）地域文化広場の管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 3 月 3 1 日

瀬戸市長 川 本 雅 之

瀬戸市規則第 6 号

尾張東部（瀬戸）地域文化広場の管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

尾張東部（瀬戸）地域文化広場の管理に関する条例施行規則（昭和 5 7 年瀬戸市規則第 2 3 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p><u>瀬戸市文化センター条例施行規則</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 この規則は、<u>瀬戸市文化センター条例</u>（昭和 5 7 年瀬戸市条例第 2 5 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(定義)</p> <p>第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。</p> <p>(1) 文化センター <u>条例第 2 条第 2 項に規定する文化ホール、文化交流館及び瀬戸市美術館</u>（以下「美術館」という。）の総体をいう。</p> <p>(2) <省略></p> <p>(3) <省略></p>	<p><u>尾張東部（瀬戸）地域文化広場の管理に関する条例施行規則</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 この規則は、<u>尾張東部（瀬戸）地域文化広場の管理に関する条例</u>（昭和 5 7 年瀬戸市条例第 2 5 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(定義)</p> <p>第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。</p> <p>(1) <u>文化広場 尾張東部（瀬戸）地域文化広場をいう。</u></p> <p>(2) 文化センター <u>条例第 2 条に規定する文化ホール、文化交流館及び瀬戸市美術館</u>（以下「美術館」という。）の総体をいう。</p> <p>(3) <省略></p> <p>(4) <省略></p>

<p>(4) <省略> (入場の制限)</p> <p>第14条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、<u>文化センター</u>の入場を禁止し、又は退場を命ずることができる。</p> <p>(1)及び(2) <省略></p> <p>(3) その他<u>文化センター</u>の管理上支障があると認める者 (入場者の遵守事項)</p> <p>第15条 <u>文化センター</u>に入場した者（以下「入場者」という。）は、次に掲げる事項を守らなければならない。</p> <p>(1)から(5)まで <省略></p>	<p>(5) <省略> (入場の制限)</p> <p>第14条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、<u>文化広場</u>の入場を禁止し、又は退場を命ずることができる。</p> <p>(1)及び(2) <省略></p> <p>(3) その他<u>文化広場</u>の管理上支障があると認める者 (入場者の遵守事項)</p> <p>第15条 <u>文化広場</u>に入場した者（以下「入場者」という。）は、次に掲げる事項を守らなければならない。</p> <p>(1)から(5)まで <省略></p>
--	--

附 則

この規則は、令和9年4月1日から施行する。